

## フィンランドの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

フィンランド共和国（フィンランド語では「Suomen tasavalta」。スウェーデン語では「Republiken Finland」）（以下「フィンランド」という）は、北欧の共和制国家である。フィンランド語の通称は「Suomi」（スオミ）である。公用語は、フィンランド語とスウェーデン語である。国民の約 90%はフィンランド語、約 5%はスウェーデン語、約 1%はロシア語を母語とするといわれている<sup>2</sup>。

フィンランドは、西のスウェーデン、東のロシア、南のドイツという近隣の大国に翻弄されてきた歴史を有する。12世紀から1809年までの約700年間の長きにわたりフィンランドはスウェーデンの一部であったが、ロシアの自治領としてのフィンランド大公国時代（1809年～1917年）を経て、1917年12月6日に独立を宣言した。第二次世界大戦中は、ソ連に対抗するために枢軸国側についた。1944年のソ連との休戦後は国内に駐留するドイツ軍を排除すべく戦ったが、戦後は、敗戦国として扱われた。冷戦時には、ソ連の強い影響下にあったが、ワルシャワ条約機構には加盟せず、他方、NATOやECにも加盟せず、微妙な中立政策（ノルディック・バランス）の下で自国の独立と平和を維持した。しかし、ソ連の崩壊後は、西側に接近する政策を採り、1995年にEUに加盟し、2000年にはユーロを導入した。

フィンランド法の属する「北欧法」が、①大陸法や英米法とは異なる独自の法系を構成するのか、それとも②大陸法系の中の北欧法族を構成するのかについては争いがあるものの、後者の見方が有力といわれている。そして、北欧法族の中でも、その類似性の度合いにより、（ア）スウェーデン法とフィンランド法、及び（イ）デンマーク法とノルウェー法の2つのグループに分けることができる<sup>3</sup>。フィンランドは、約700年間の長きにわたりスウェーデンの一部であったため、あらゆる面でスウェーデンの影響を強く受けており、法制度についても、スウェーデンの法制度の影響を強く受けてきた<sup>4</sup>。とくに1734年に成立した「スウェ

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 駐日フィンランド大使館ウェブサイト。

<http://www.finland.or.jp/public/default.aspx?nodeid=46039&contentlan=23&culture=ja-JP>

<sup>3</sup> 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』（中央大学出版部、2007年）xi頁。

<sup>4</sup> 「フィンランド憲法に関する質疑応答」（『衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』）

「スウェーデン王国法典」の法体系は、今日のスウェーデンのみならず、フィンランドにおいても、（改正や新立法というような変化を受けつつも、）基本的には受け継がれている。1809年のフィンランド大公国の建国にあたり、ロシア皇帝アレクサンドル 1 世は、フィンランドについてロシア法の適用領域とはせず、スウェーデン時代の法制度の維持を宣明した<sup>5</sup>。このことも、フィンランドにおけるスウェーデン法の影響の大きさの要因の一つといえよう。

なお、フィンランドの領土は、本土地域だけでなく、オーランド諸島にも及ぶ。オーランド諸島の住民の大多数はスウェーデン系であり、公用語はスウェーデン語である。オーランド諸島については、オーランド自治法（1991年）及びオーランド不動産取得法（1975年）があり、オーランド議会による承認が無ければ、これらの法律を改廃することができない。EU加盟に関してもオーランド諸島の自治が認められており、例えば、EU 関税同盟については、フィンランド本土は批准しているにもかかわらず、オーランド諸島は批准していないため、非加盟国と同様の関税が発生することになる。オーランド諸島には、国の権限が大幅に移譲されており、独自の法制度を有している（フィンランド憲法 75 条参照）。本稿は、主にフィンランド本土の法制度を対象とする。

## II 憲法

従来、フィンランドの憲法は、政体法<sup>6</sup>（1919年）、議会法（1928年）、弾劾高等裁判所法（1922年）及び閣僚責任法（1922年）の4つの基本法からなっていたが、これらを1つにまとめた憲法が1999年6月11日に可決され、2000年3月1日から施行された。その際、①大統領の権限の縮小、②議会の権限の拡大、③EU法体系への適合、及び④基本権に係る規定の充実が図られた<sup>7</sup>。

表1：フィンランド憲法の主な体系<sup>8</sup>

第1章 基本規定	第1条～第5条
----------	---------

（2000年）所収）170頁。

<sup>5</sup> 遠藤美奈著「フィンランド憲法の歩み」（百瀬宏ほか編著『フィンランドを知るための44章』（明石書店、2008年）所収）118頁。

<sup>6</sup> この「政体法」（1919年）は、スウェーデンの統治下に制定された「政体法」（1772年）をもとに改正したものである（前掲「フィンランド憲法に関する質疑応答」170頁）。

<sup>7</sup> 国立国会図書館調査及び立法考査局著「フィンランドの憲法事情」（『衆議院EU憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団報告書』（2004年）所収）101頁。

<sup>8</sup> 表1の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、「[仮訳]フィンランド共和国憲法」（『衆議院EU憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団報告書 別冊』（2004年）所収）等を参照した。なお、フィンランド司法省による非公式のものであるが、2011年までの全ての改正を反映した憲法の英訳が、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/1999/en19990731.pdf>

第2章 基本的人権及び自由	第6条～第23条
第3章 議会及び議員	第24条～第32条
第4章 議会の活動	第33条～第53条
第5章 共和国大統領及び政府	第54条～第69条
第6章 立法	第70条～第80条
第7章 国家財政	第81条～第92条
第8章 国際関係	第93条～第97条
第9章 司法	第98条～第105条
第10章 合法性の監視	第106条～第118条
第11章 行政及び地方自治	第119条～第126条
第12章 国防	第127条～第129条
第13章 最終規定	第130条～第131条

## 1 統治機構

### (1) 立法権

立法権は、議会（フィンランド語では「Eduskunta」。スウェーデン語では「Riksdagen」）により行使される（3条1項）。フィンランドは議会制民主主義国家である。議会は一院制であり、議会の議員の定数は200人で、任期は4年である（24条1項）。

大統領、司法長官、議会オンブズマン、最高裁判所判事、最高行政裁判所判事及び検察長官は、議会の議員を兼ねることができない（27条3項）。

議会の活動においては、フィンランド語及びスウェーデン語の両方が使用される（51条1項）。内閣その他の機関が議会に提出する書類、議長評議会の提案書、議会の答弁書等、委員会の報告書等はいずれも、フィンランド語及びスウェーデン語の両方で作成される（51条2項）。

### (2) 行政権

行政権は、大統領及び内閣（議会の信任に基づく閣僚により構成される）により行使される（3条2項）。

フィンランドの国家元首は大統領である。大統領の任期は6年で、連続2期までであり、直接選挙により選出される（54条1項）。従来、大統領の権限は多岐にわたり、かつ強大であったが、1999年の憲法改正により、議会の権限が大幅に強化された反面、大統領の権限が相対的に弱められた。大統領は、内閣の提案に基づき、政府における決定を行う（58条1項）。大統領は、内閣及び大臣の任命並びに罷免を決定することができ（58条3項1号、64条2項）、この場合は内閣の提案に基づくことは不要である。

内閣は首相及び数名の大臣から構成される（60条1項前段）。首相は、議会により選出され、大統領により任命される（61条1項前段）。大統領は、首相の提案に従い、大臣を任命

する(61条1項後段)。大臣は、その行為について国会に対し責任を負う(60条2項前段)。

### (3) 司法権

司法権は、最高裁判所及び最高行政裁判所を終審とする裁判所により行使される(3条3項)。民事、商事及び刑事事件を取り扱う通常裁判所には、最高裁判所、控訴裁判所及び地方裁判所がある(98条1項)。行政事件を取り扱う一般行政裁判所には、最高行政裁判所及び地方行政裁判所がある(98条2項)。終身裁判官は、大統領により任命される(102条前段)。フィンランドには、憲法裁判所は存在しない。

裁判所により審理されている事案において、法律の適用が憲法に明らかに反するときは、裁判所は、憲法上の規定を優先する(106条)。このように、フィンランド憲法は、裁判所の付随的違憲法令審査権を認めている。違憲判断の効力は、個別的な当該事案にとどまる。

### (4) 司法長官及びオンブズマン

司法長官及びオンブズマンはいずれも、「法の番人」として合法性を監視する機関である。共通するところも多いが、内閣及び大統領に対する監視は、主に司法長官が担っている。

司法長官は、内閣及び大統領の公的行為の合法性を監視し、裁判所その他の機関、公務員、公共機関等の従業員及び公的職務を行うその他の者が法令を遵守し職務を果たしているかを確認する(108条1項)。司法長官は、内閣に附属し、法律知識について高い識見を有する者の中から大統領に任命される(69条1項)。

オンブズマンは、裁判所その他の機関、公務員、公共機関等の従業員及び公的職務を行うその他の者が法令を遵守し職務を果たしているかを確認する(109条1項)。議会は、法律について高い識見を有する議会オンブズマン及び2名の副オンブズマンを指名する。任期は4年である(38条1項)。

司法長官及びオンブズマンは、公務における不法行為を理由に裁判官を提訴する決定を行うことができる(110条1項)。また、司法長官及びオンブズマンは、公共機関その他公的職務を行っている機関から合法性の監視に必要な情報を収集する権利を有する(111条1項)。

## 2 人権

日本国憲法で保障されているような基本的人権は、フィンランド憲法の「第2章 基本的人権及び自由」において、同様に保障されている。

さらに、フィンランド憲法に特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

フィンランド憲法は、「言語」について、明文規定を置いている。まず、フィンランド語とスウェーデン語を国語(公用語)とした上で(17条1項)、フィンランド語とスウェーデン語のいずれかを裁判所等の公共機関において使用する権利並びにこれらいずれかの言語で公文書を受領する権利が保障される(17条2項)。また、少数民族であるサーミ人等の言

語及び文化の維持・発達に関する権利、並びに障害のために手話等の通訳・翻訳を受ける権利も保障される（17条3項）。このように、フィンランドにおける言語的少数者の権利の保障のために、言語及び文化に関する権利について明文規定が置かれていることは、フィンランド憲法の最大の特徴といえよう。

環境に関する明文規定も置かれている。即ち、「自然及び生物的な多様性、環境並びに国家遺産については、全ての者が責務を負う」（20条1項）とともに、公共機関は、全ての者に対し、良好な環境に住む権利等を保障するよう努めるものとしている（20条2項）。

フィンランドに対する武力攻撃に際し必要とされる場合、又は国家を脅かし武力攻撃と同程度の深刻な状況を引き起こすおそれのある緊急事態のある場合、法律の定めるところにより、基本権及び自由が暫定的・例外的に制限されることがある（23条）。なお、全てのフィンランド市民は、国防に参加・支援する義務を負うが（127条1項）、良心的兵役拒否が認められている（同条2項）。兵役に関する法律によれば、18歳以上28歳以下の男子には、6か月から12か月の徴兵訓練が義務付けられている（女子は志願すれば参加できる）。良心的兵役拒否により代替役務に就く者は、全体の約8%である<sup>9</sup>。

### 3 法令

フィンランドの主な法源は、憲法、制定法、施行規則等、判決例、慣習法である。フィンランドの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。フィンランドの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、成文化された法令を解釈・具体化し、法を発展させるという役割を果たしている。

フィンランドの法律は、フィンランド語及びスウェーデン語で表記され、公布される（79条4項）。

### 4 欧州連合（EU）の影響

フィンランドは、スウェーデン及びオーストリアとともに、1995年にEUに加盟した。

憲法の規定によると、フィンランドの議会は、EUが決定し、憲法上議会の権限の範囲内にある法令に係る提案を審議する（96条1項）。EUの決定のフィンランドでの国内執行については、内閣が責任を負う（93条2項）。首相は、議会及び委員会に対し、欧州理事会において取り扱われている事案等に係る情報を提供する（97条2項）。

フィンランドの法制度は、近時、ますます、EUの影響を強く受けるようになってきている。

## III 民法・商法

---

<sup>9</sup> 「フィンランド共和国憲法」（『衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団報告書』（2004年）所収）106頁。

フィンランドには、統一的な「民法典」や「商法典」は無い。個別の分野ごとに法律が制定されており、例えば、「契約法」、「不法行為責任法」、「土地法」、「消費者保護法」、「相続法」、「会社法」等がある。

フィンランドの契約法は、売買契約等に限定されず、各種の契約に一般的に適用される基本的な法律である。同法は、スウェーデン法を経由してドイツ民法典の影響を受けて制定されたものであるため、日本の民法に慣れ親しんだ者にとっても理解しやすい内容であると思われる。例えば、契約法によると、契約は、申込と承諾という意思表示の合致により成立する（1条1項）。そして、隔地者間の申込と承諾、申込と承諾の撤回等について、具体的な規定が置かれている（2～9条）。

また、フィンランドの不法行為責任法は、原則として、契約違反に基づく損害賠償には適用されない（1章1条）。「故意又は過失により他人に傷害又は損害を生じさせた者は、本法に別段の定めのない限り、その損害を賠償しなければならない。」（2章1条）という一般的な規定のほか、18歳未満の者は、その年齢、成熟度、行為の性質、財産の状況等の観点に基づき合理的な範囲で責任を負うべきこと（2章2条）等が規定されている。

表2：契約法の主な体系<sup>10</sup>

第1章 契約の締結	第1条～第9条
第2章 授権	第10条～第27条
第3章 契約の無効及び修正	第28条～第38条
第4章 雑則	第39条～第42条

表3：不法行為責任法の主な体系<sup>11</sup>

第1章 適用範囲	第1条
第2章 傷害又は損害を惹起した者の責任	第1条～第3条
第3章 使用者及び公的団体の代位責任	第1条～第7条
第4章 被用者及び公務員の責任	第1条～第3条
第5章 損害	第1条～第6条
第6章 責任の分配	第1条～第3条
第7章 雑則	第1条～第5条

<sup>10</sup> 表2の作成及び本稿における「契約法」の記述にあたっては、フィンランド司法省の「Contracts Act」(228/1929)の英訳(1999年までの改正を反映)を参照した。

<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1929/en19290228.pdf>

<sup>11</sup> 表3の作成及び本稿における「不法行為責任法」の記述にあたっては、フィンランド司法省の「Tort Liability Act」(412/1974)の英訳を参照した。

<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1974/en19740412.pdf>

フィンランドの現行の有限責任会社法は、2006年9月1日から施行されている。

フィンランドの有限責任会社には、非公開有限責任会社と公開有限責任会社の2種類がある<sup>12</sup>。これら2つの会社形態には共通する内容が多いが、異なる部分も少なくない。例えば、いずれの会社形態の場合でも、株主は出資額を限度とする有限責任を負うのみであるほか、定款で別段の定めが無い限り、株式を自由に譲渡することができる。最低資本金額については、非公開有限責任会社の場合は2,500ユーロ、公開有限責任会社の場合は80,000ユーロと大きく異なっている。公開有限責任会社の場合は、ヘルシンキ証券取引所への上場が可能である。

表4：フィンランドで設立が認められている主な会社<sup>13</sup>

名称	フィンランド語／略称	スウェーデン語／略称	説明
非公開有限責任会社	Yksityinen osakeyhtiö ／Oy	Aktiebolag ／Ab	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は2,500ユーロ。
公開有限責任会社	Julkinen osakeyhtiö ／Oyj	Publikt aktiebolag ／Abp	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は80,000ユーロ。ヘルシンキ証券取引所に上場可能。

フィンランド法人が非公開有限責任会社の場合、会社名の前か後に、「Oy」という略称を付ける。もし、その会社がフィンランド語とスウェーデン語の両方を使用する場合、主に使用する言語の略称を先に付ける。例えば、主にフィンランド語を使用する非公開有限責任会社の場合は、「Oy 会社名 Ab」又は「会社名 Oy Ab」というのが正式な名称となる。

同様に、フィンランド法人が公開有限責任会社の場合、会社名の前か後に、「Oyj」という略称を付ける。もし、その会社がフィンランド語とスウェーデン語の両方を使用する場合、主に使用する言語の略称を先に付ける。例えば、主にフィンランド語を使用する非公開有限責任会社の場合は、「Oyj 会社名 Abp」又は「会社名 Oyj Abp」というのが正式な名称となる。

多くのフィンランド法人は、会社名の前か後に、「Oy」又は「Oyj」という略称のみを付けている。例えば、世界的に有名なノキア社のフィンランド語の名称は、「Nokia Oyj」であ

<sup>12</sup> 2012年末の時点において、非公開有限責任会社は約224,000社、公開有限責任会社は約200社であった。

<sup>13</sup> 表4の作成及び本稿における「有限責任会社法」の記述にあたっては、フィンランド司法省の「Limited Liability Companies Act」(624/2006)の英訳(2011年までの改正を反映)を参照した。

<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2006/en20060624.pdf>

る。

ちなみに、スウェーデン法人の場合は、非公開有限責任会社には「AB」、公開有限責任会社には「AB (publ)」という略称を付ける。例えば、世界的に有名なイケア社のスウェーデン語の名称は、「IKEA AB」である。前述したフィンランド法人に対するスウェーデン語の略称の付け方とは少し異なっているため、注意されたい。

#### IV 民事訴訟法

フィンランドにおいては、1997年までは、民事手続及び刑事手続の両方が、「訴訟手続法」<sup>14</sup>という1つの法律によって規律されていた。そこでは、民事手続及び刑事手続の両方について共通する規定、並びにいずれか一方についてのみ適用される規定の2種類が含まれていた。この「訴訟手続法」は、1734年に成立した「スウェーデン王国法典」の法体系の一部であった。しかし、フィンランドにおいては、後述のとおり、1997年に「刑事手続法」が制定された。これにより、民事訴訟法と刑事訴訟法がかなりの程度分離されることになったが、今日においてもなお、「訴訟手続法」において、民事訴訟と刑事訴訟に共通する規定（例えば、証拠及び上訴に関する規定）が残されている。

また、フィンランドでは、「訴訟手続法」の1993年の改正により準備手続が設けられたことから、和解による解決が重視されるようになったといわれている。実際、民事訴訟事件全体の半数程度が和解により終結しているようである<sup>15</sup>。

#### V 刑事法

フィンランドでは、1997年までは、刑事手続についても民事手続と同様に、「訴訟手続法」によって規律されていたことは前述した。しかし、1997年に「刑事手続法」<sup>16</sup>が制定され、起訴の要件・手続や私人訴追等について詳細な規定が置かれたことにより、民事訴訟法と刑事訴訟法がかなりの程度分離された。但し、いまだ「訴訟手続法」には民事訴訟と刑事訴訟に共通する規定が残されていることについても前述した。

フィンランドでは、全ての地方裁判所において、「参審制」が導入されている。即ち、第一審の刑事公判手続は、原則として、1名の職業裁判官及び3名の参審員により構成される。

---

<sup>14</sup> 本稿における「訴訟手続法」の記述にあたっては、フィンランド司法省の「Code of Judicial Procedure」(4/1734)の英訳(2011年までの改正を反映)を参照した。

<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1734/en17340004.pdf>

<sup>15</sup> 石井芳明著「スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにおける裁判外紛争処理の実情(上)」(『判例タイムズ No.1358』(判例タイムズ社、2012年)所収)48頁。

<sup>16</sup> 本稿における「刑事手続法」の記述にあたっては、フィンランド司法省の「Criminal Procedure Act」(689/1997)の英訳(2002年までの改正を反映)を参照した。

<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1997/en19970689.pdf>



スウェーデンと同様に、否認事件には限られないが、スウェーデンと異なり、控訴審では参審制は採用されていない。フィンランドの法律家の間では、一般的に、裁判は法律専門家に任せるべきであるとの意識が強く、参審制には批判的な意見が多いようである<sup>17</sup>。

1889年に制定されたフィンランド刑法典は、制定後も、とくにスウェーデン及びドイツの刑法学の影響の下、今日まで幾度もの改正を経てきた。1995年には、法人の刑事責任が導入された。また、1998年には、強姦罪等の性犯罪を非親告罪化する改正が行われた。これは、①性犯罪を一律に親告罪とすることが本当に被害者保護に資するののかについて疑問が持たれるようになったこと、及び②被害者の告訴が無いことにより、捜査機関が捜査しないことの言い訳になってしまうということが理由である<sup>18</sup>。

## VI 参考資料

以上、フィンランド法の概要を簡単に紹介してきたが、フィンランド法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等は相対的に少ない。しかし、フィンランド法に関しては、英語による文献が比較的多いといえる。とくにフィンランド司法省の運営する「FINLEX」というウェブサイト<sup>19</sup>においては、法令の英訳等が数多く掲載されており、しかも無料で利用でき、参考になる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.3』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第18回 フィンランド」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>17</sup> 松澤伸著「北欧四カ国の陪審制・参審制 —デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド—」（『現代刑事法 No.27』（立花書房、2001年）所収）41頁・43頁。

<sup>18</sup> 齋藤実著「〈研究ノート〉フィンランドにおける刑事司法の現在（いま）」（『学習院法務研究 第2号』（学習院大学、2010年）所収）105頁。

<sup>19</sup> <http://www.finlex.fi/en/>